

「市民社会」の用語法と概念に関する再検討 ——近代ドイツ市民層研究のための批判的整理——

棚橋 信明

Die Überprüfung des Begriffs „Bürgerliche Gesellschaft“ für die Forschungen auf das „Bürgertum“ des modernen Deutschlands in der japanischen Geschichtswissenschaft

Nobuaki TANAHASHI

はじめに

1970年代にドイツでは、ビーレフェルト大学のH・U・ヴェーラーとJ・コッカの指導する「社会構造史 (Gesellschaftsgeschichte)」により、近代のドイツはとくに西欧のイギリスやフランスに比して、ナチズムへといたる「特有の道」を歩んだものとされた。そして、その決定的な分岐点の一つとされたのがブルジョワ革命 (bürgerliche Revolution) としての三月革命の「失敗」であった。その重大な原因として考えられてきたのが、革命におけるブルジョワジー、すなわち市民層 (Bürgertum)¹⁾の消極的態度であり、とくに労働者たちの急進的運動を警戒した彼らが、保守的勢力や君主権力へ接近したことであった。この革命の「失敗」により、ドイツでは民主主義の発展が大きく遅れたとされた。80年代前半に展開された「ドイツ特有の道」論争は、このブルジョワ革命の評価を一つの重要な争点とするものであった。そして、この論争を通じてドイツ市民層の特性と歴史的役割についての再検討がドイツ歴史学界においてテーマ化され、その後90年代にいたるまで市民層に関する社会史研究が大きな盛り上がりを見せることになったのである²⁾。

他方で、1990年代には国際的な政治変動、とくに東欧革命の進展と連動して「市民社会」をキーワードとする議論が世界的に活発化する。そして、従来の「市民社会」概念のわく組みを大きく跳び越えるような「新しい市民社会論」が登場することになった³⁾。また、こうした議論は、上記のドイツ市民層研究の推進力にもなった。それは、近代における市民層の興隆と「市民社会」の概念の発展が、歴史的に現実的連関をもっていたからでもあった⁴⁾。80年代半ば以降に市民層研究の主導者の一人となったコッカが、「新しい市民社会論」と市民層の歴史研究との理論的な接続を積極的に試み、それによって後者の今日的な意義を新たに探り出そうと努力したのにも、それなりの理由があったのである⁵⁾。

それではつぎに、わが国の自国史研究の事情についてみてみよう。わが国の歴史学界においても、ドイツと同様に、近代化における歪みや民主化の遅れ、自国における権威主義的・全体主義的体制の成立と発展に対する切実な問題関心が広く共有されており、それゆえ多くの歴史研究者が先進国である西欧諸国を比較の規準とする近代史研究に真摯に取り組んできた⁶⁾。そこには、イギリスやフランスなどの西欧諸国では、「市民 (ブルジョワ) 革命」によって「市民社会」の理念が早くに実現されたものとみる基本的観点があつた。わが国のドイツ史研究者の多くが、上記のような「特有の道」論争の成り行きに強い関心を寄せ、また、80年代半ば以降のドイツ本国における近代市

民層に関する研究に触発され、「市民」や「市民社会」をテーマとする研究に熱心に取り組んできたことも、このような背景により理解される。そして、近年では 90 年代の「新しい市民社会論」に倣す研究も出てきている。ところが、こうしたわが国の研究の多くでは「市民社会」について明確な定義が省略され、概念上の曖昧さや混乱を内包しているものも少なくない⁷⁾。

本稿の目的は、わが国の歴史研究において長くキータームとされてきた「市民社会」の用語法と概念に関する問題を批判的に整理することにある。それは、ドイツ本国で展開されてきた市民層研究の成果と意義を正確に理解し、わが国における歴史研究の実践にこれを反映していくために必要な作業と考えられるからである。「市民社会」の用語法と概念の問題はヨーロッパ言語からの「輸入」の問題、その際の翻訳語の選択の問題、そして、日本における独自の用語法及び概念の発展の問題などと複雑に絡み合っており、本稿で取り上げるのはこれらの問題である。ただし、政治思想史や社会思想史の領域にかかわる問題に深く踏み込むことは、紙幅の制約もあり避けることにする。

1. ヨーロッパ言語における「市民社会」の用語法と概念の歴史の変遷

ここではまず、とくにわが国で決定的な影響をもったドイツ語の〈bürgerliche Gesellschaft〉の用語法と概念の歴史の変遷について確認することから始めよう。1990 年代までドイツ語圏で「市民社会」は、〈Zivilgesellschaft〉ではなく圧倒的に〈bürgerliche Gesellschaft〉と表記されてきた。

「市民社会の概念史」を整理した M・リーデルによれば、ドイツで〈bürgerliche Gesellschaft〉は、17 世紀終わりから 18 世紀初めに、ラテン語で「国家共同体」を意味する〈societas civilis〉の訳語として使われ始めたとされる。当初は、原義から〈Buergerliche Gemeinschaft〉の訳語もみられたが、18 世紀後半までに〈bürgerliche Gesellschaft〉の言葉が支配的となり、政治的共同体としての「国家」を意味する〈Staat〉の同義語としての用語法が次第に定着していった⁸⁾。他方で、18 世紀終わりごろより〈bürgerliche Gesellschaft〉の別の概念も普及していった。それは、クリスチャン・ガルヴェ (Christian Garve) が、アダム・スミスの『国富論』のドイツ語訳 (1794～1796 年刊行) において、分業に基づく商品交換社会を意味する〈commercial society〉や〈civilized society〉にドイツ語の〈bürgerliche Gesellschaft〉を当てたことに始まるとされる。すなわち、意味内容としては「商業社会」や「文明社会」に「市民社会」の訳語が当てられたことになる⁹⁾。

他方、同じころヘーゲルは、同一人物による 2 つの異なる活動領域、すなわちブルジョワ (bourgeois) としての活動領域とシトワイアン (citoyen) としての活動領域の概念的区別の問題に取り組んでいた。そこで彼は、ブルジョワとしての活動領域に〈bürgerliche Gesellschaft〉の語を当てはめたが、それは上記のガルヴェ訳の『国富論』での用語法に示唆を受けてのことと考えられている。ヘーゲルのこの「市民社会」論は、よく知られているように 1821 年に刊行の『法の哲学』で明示される。そこで彼は〈bürgerliche Gesellschaft〉を「全面的依存のシステム (ein System der allseitigen Abhängigkeit)」として特徴づけている。それは「諸個人の生存と利福と彼の法的現存在が、万人の生存と利福と権利のうちに編み込まれ、それを基礎として、その連関においてのみ現実的であり、保証されている」というシステムであった。そして、彼はこのような社会をさらに「諸個人の欲求とその満足とを、自分自身の労働と、すべての他者の労働と欲求の満足により媒介すること——欲求の体系 (das System der Bedürfnisse)」として説明したのであった。この「欲求の体系」とは、私人による分業と商品交換に基づく経済的諸関係にほかならなかった。こうしてドイツ語圏においてそれまで「国家」と同義とされてきた〈bürgerliche Gesellschaft〉は、ヘーゲル

によって「国家」から完全に切り離され、むしろ「国家」によって制御されるべき私的領域として再定義されることになったのである¹⁰⁾。

よく知られているように、このヘーゲルによる〈bürgerliche Gesellschaft〉の概念をさらに発展させたのが、マルクスであった。1845～46年に執筆されたとされる『ドイツ・イデオロギー』に、〈bürgerliche Gesellschaft〉のマルクスによる最初の定義が示された。そこで〈bürgerliche Gesellschaft〉は、「生産力の一定の発展段階の内部における諸個人の物質的交通すべてを内包する」ものとされた¹¹⁾。そして、その後、1859年に刊行された『経済学批判』の「序言」で、「私は、市民的経済（die bürgerliche Ökonomie）の体制を以下のような順序で、すなわち資本・土地所有・賃労働、国家・外国貿易、世界市場という順序で考察する。はじめの3項目で、私は近代市民社会（die moderne bürgerliche Gesellschaft）の三つの大きな階級の経済的諸生活条件を研究する」と述べ、〈bürgerliche Gesellschaft〉の内容を明確に規定したのである。ここでは〈bürgerliche〉が、資本主義的経済関係を含意しており、〈bürgerliche Gesellschaft〉の訳語として「ブルジョワ社会」が適切であることは明らかである¹²⁾。さらに、マルクスは1867年に刊行の『資本論』以降、〈bürgerliche Gesellschaft〉に置き換えて〈kapitalistische Gesellschaft〉（資本主義社会）を使い始める。『資本論』の冒頭は、「資本主義的生産様式が支配的に行われている社会の富は、一つの『強大な商品の集まり』として現れ、一つ一つの商品は、その富の基本的形態として現れる」という文章で始まっており、以降の文章中、このような社会を「資本主義社会」と表現したのである¹³⁾。

ヘーゲルにおいて「欲求の体系」である「市民社会」は国家によって制御されねばならず、また、マルクスにおいて「資本主義社会」としての「市民社会」は、社会主義国家によって最終的には止揚されるべきものであった。19世紀半ばまでに、ドイツにおいてはこうした否定的な評価をともなった「市民社会」の批判的概念が広く普及していくことになった。他方で、おもにイギリスとフランスで啓蒙思想に基づき発展しつつあった「市民社会」の理念的・規範的概念、すなわち「自由かつ平等な独立した個人によって構成される社会」の構想は、ドイツでは脇に追いやられていくことになる。M・リーデルも、イギリスやフランスで〈societas civilis〉の訳語としての〈civil society〉及び〈société civile〉の普及が、それぞれ啓蒙思想の強力な刻印を受けるものであったのに対して、ドイツにおける〈bürgerliche Gesellschaft〉の普及において、啓蒙思想の影響は認められないとしている¹⁴⁾。

ドイツで〈bürgerliche Gesellschaft〉の言葉の普及のきっかけをつくった『国富論』の著者アダム・スミスは、デイヴィッド・ヒューム（David Hume）やアダム・ファーガソン（Adam Ferguson）とともにスコットランド啓蒙の系列に属した。スミスやヒュームは、「市民社会」ではなく「商業社会」や「文明社会」といった言葉を用いたのであったが、彼らの「市民社会」論はジョン・ロックの自然権思想を前提としおり、同時代のフランスの啓蒙思想家J・J・ルソーらの議論とも交錯し、また融合していった。そして、イギリスとフランスにおける〈civil society〉及び〈société civile〉の概念は、個別的な見解や観点の相違をともないながらも、18世紀を通じて、将来において追求すべき規範的概念へと収斂していったとみることができる¹⁵⁾。

規範的概念としての「市民社会」は、ドイツでも18世紀以来、モーゼス・メンデルスゾーン（Moses Mendelssohn）やカントにより提唱されることになった。なかでもカントは、1797年に刊行された『人倫の形而上学』において、「公法（das öffentliche Recht）」の役割とは、「自然状態」にあって相互に孤立している「人びとの群れ」を法的秩序のもとに統合することであり、人びとが

相互に関係を結ぶことにより「市民状態 (status civilis)」が出現すると説いた。しかし、この「市民状態」も「命令する者」と「服従する者」といった上下関係がある限り、「社会 (Gesellschaft)」とは呼べないのであり、互いに平等と見なされる並列的關係による「同士關係 (Mitgenossenschaft)」によって形成される「市民的結合 (unoni civilis)」こそが、カントの理想とする〈bürgerliche Gesellschaft〉であり、絶対主義国家に取って代わるべきものであった¹⁶⁾。

こうしたカントに代表される肯定的意味合いをもった「市民社会」は、ドイツでは〈bürgerliche Gesellschaft〉のみでなく、〈Zivilgesellschaft〉や〈Bürgergesellschaft〉の言葉でも語られたが、ヘーゲル以降、「ブルジョワ社会」の否定的含意をもった〈bürgerliche Gesellschaft〉の用語法が広がって行くにつれて、他の言葉は次第に使われなくなっていった。とりわけ〈Zivilgesellschaft〉の言葉は、20世紀終わりに〈civil society〉が国際的な議論のなかで復活するまで、ドイツでは完全に忘れられることになる¹⁷⁾。

この〈Zivilgesellschaft〉の復活を提唱したのが、J・ハーバーマスであった。彼は、1990年に著書『公共性の構造転換』の第2版（初版刊行は1962年）を出すに際して、「新版序言」で「本書の中心的な問題提起は、今日では『市民社会 (Zivilgesellschaft) の再発見』という標題のもとに議論されている」と述べている。彼はここで、「公共圏」に関するこれまでの自身の議論を、興隆しつつあった「新しい市民社会論」と重ね合わせたのである。彼によると、〈bürgerliche Gesellschaft〉に代わって〈Zivilgesellschaft〉と表記される「市民社会」には、「労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない」のであって、その「制度的核心をなすのは、自由な意志に基づく非国家的・非経済的な結合関係」であり、具体的には「教会、文化的なサークル、学術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体やレクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム」、さらに「同業組合、政党、労働組合、オルタナティブな施設」による社会的結合関係によって「市民社会」は形成される¹⁸⁾。そして、このような新しい用語法と概念が、ユルゲン・コッカを通じて歴史学の領域にも導入され、受け入れられていったのである¹⁹⁾。

2. わが国における「市民社会」概念の導入と歴史的変遷

それでは、上記のようなヨーロッパ言語における「市民社会」の用語法と概念の変遷との関係で、わが国の人文・社会科学において「市民社会」はどのようにして導入され、普及していったのであろうか。以下では、講座派マルクス主義者によるマルクスの著作の翻訳に始まり、戦後の「市民社会派」による概念の転換を経て、高等学校「世界史」の教科書における一般的定着にいたる過程を追ってみたい。

(1) 講座派マルクス主義者による導入過程

そもそも、「市民社会」の言葉が最初に使われたのは、佐野学によって翻訳され、1923（大正12）年に刊行されたマルクスの『経済学批判』（大鑑閣）においてであった。その「序説」には、「ヘーゲルの法理哲学の批判的検討」をもって「法律関係及び国家形態は、それ自身によりて理解さるゝもので無く、〔中略〕寧ろそれは物質的の生活関係——その総和は、ヘーゲルが第十八世紀に於ける英人及び仏人の先例に倣うて『市民的社會』なる名称の下に包括せし所のもの——に根ざして居る事、而もこの市民的社會の解剖は之を経済学に求むべきものなる事の結論に達した」とす

る一節があった²⁰⁾。ここに初めて、わが国で「市民的社会」なる言葉が、マルクスが使ったヘーゲル用語の〈bürgerliche Gesellschaft〉の訳語として登場したのである。その後、〈bürgerliche Gesellschaft〉の訳語として「市民社会」ではなく、「市民社会」といった表記が初めて使われたのも、マルクスの翻訳においてであり、1925（大正 14）年に刊行の佐野文夫訳『フォイエルバッハ論』に収録された「フォイエルバッハ論綱 [テーゼ]」の第 10 テーゼにおいてであった²¹⁾。

ただし、佐野による『経済学批判』の翻訳で、上記以外の箇所に出てくる〈bürgerlich〉は、すべて「資本家的」の訳がつけられていた。前章でも引用した同書「序説」の冒頭部分は、佐野訳では「予は、最初の三項目の下に於いて、近代資本家的社会〔原語は moderne bürgerliche Gesellschaft〕が分裂して居る三大階級の諸種の経済的生活条件を討究する」（傍点筆者）となっていた²²⁾。要するに、マルクスの使う〈bürgerliche Gesellschaft〉はすでに、意味として資本家が優越するところの「ブルジョワ社会」であることが理解されていたのである。そして、その後の昭和初期のマルクスの翻訳においては、「市民社会」や「市民社会」といった訳語が「資本家的社会」や「ブルジョワ社会」と同義語として併用されていくことになる。

こうしたなかで、「市民社会」が〈bürgerliche Gesellscht〉の訳語として広く公認されていくのは、わが国ではマルクスの著作よりもやや遅れて翻訳の始まる、ヘーゲルの著作の翻訳を通じてであった²³⁾。ヘーゲルの最初の翻訳としては、速水敬二・岡田隆平訳の『法の哲学』が 1931（昭和 6）年に刊行されている²⁴⁾。そして、ヘーゲルの「欲求の体系」としての「市民社会」も、国家から切り離された自律的な領域としての「資本主義社会」と同じものをさすものと解釈され、受け入れられていったのである。

以上のような過程で、わが国では同義語としての「ブルジョワ社会」と「市民社会」の併用が広まることになり、ここに戦後まで続く「市民社会」をめぐる概念上の混乱の根源を認めることができる。また、併用の広がり背景には、ドイツ語の原義の問題もあったことを指摘しておかねばならない。ドイツ人のマルクスが使った〈bürgerliche Gesellschaft〉に含まれる〈bürgerlich〉の名詞形〈Bürger〉は、英語とフランス語では〈citizen〉〈citoyen〉（市民）と〈bourgeois〉（ブルジョワ）の 2 通りの意味をもっていた。そのため、ドイツ本国において〈bürgerliche Gesellschaft〉が、19 世紀半ば以降、圧倒的に「ブルジョワ社会」の意味をもって使われていたとしても、当時、わが国で〈bürgerliche Gesellschaft〉を「市民の社会」と訳すことは、「誤訳」とは見なされなかったのである。

前述のように、1867 年の『資本論』以降、マルクスは〈kapitalistische Gesellschaft〉を使用するようになり、また、戦後 1959（昭和 34）年 10 月より刊行の始まる大月書店版『マルクス＝エンゲルス全集』において、〈bürgerliche Gesellschaft〉の言葉は、適宜「ブルジョワ社会」に訳し直されていった。ところが、「市民社会」の訳語も多く残され、〈bürgerliche Gesellschaft〉を原語とする「ブルジョワ社会」の意味での「市民社会」は、戦後も長く生き残ることになった²⁵⁾。それには、以下でみるような翻訳語でない「市民社会」の言葉も、マルクス主義の意味において広く用いられ、この用語法がわが国で独自の発展をみせたこととも関係していた。

翻訳語でない言葉として「市民社会」を使い始めたのも、平野義太郎や山田盛太郎など、とくに講座派を代表するマルクス主義者たちであった。そのなかで平野が『日本資本主義社会の機構』（1934（昭和 9）年刊行）のなかで使ったのが最初とされる。同書の中で平野は「最も徹底したブルジョワ民主主義変革たるこれらの政治革命（とくにフランス）は、ブルジョワ的発展の不可避的必然を、力を以て阻止妨碍した封建体制に対立し、且つ、これを克服したところの、ブルジョワ社

会のための全き根柢からの変革であった。そこで、その市民社会のための変革は、旧制度の支配者を剪除することによって、全『国民』から引き離されていた少数の封建領主の利益に基づく国家制度を、革めて、それを市民社会の構成員たる『独立』的『個人』に取り戻したのである」と述べている²⁶⁾。ここでは、フランス革命に代表される革命が「ブルジョワ社会」のための変革として説明され、「ブルジョワ社会」が何の補足説明もなしに「市民社会」に置き換えられている。このような用語法は明らかに、前述のような、マルクスの翻訳における「ブルジョワ社会」と「市民社会」の併用に対応するものであった。

当時、講座派の人びとにとって大きな問題となっていたのは、とりわけ西欧とは異なるわが国の現状に関する分析と、追求すべき目標の模索であった。そして、その背景として、1930年代の世界恐慌の深刻化により、西欧の資本主義が明らかな行きづまりと限界を示していたことがあった。このような状況のなかで、「ブルジョワ社会」に代わって「市民社会」の言葉を意識的に多用し、それを将来めざすべき目標として論ずることは、現状で弊害のみが目立った西欧の「ブルジョワ社会」の負のイメージを避ける意味があったと考えられる。

講座派のなかでは山田盛太郎が、『日本資本主義分析』（1934（昭和9）年刊行）により²⁷⁾、日本の「経済構造」の分析に集中的に取り組んだのに対して、平野の『日本資本主義社会の機構』の第一の目的は、「日本資本主義に対する基礎的分析の上に、その経済的構造上に組織され編成されている社会の機構・階級分化・社会的諸編成・その公的表現たる政治的諸関係をも、相対的に、経済構造との相互的連関において、把握せんとする」ことにあった²⁸⁾。すなわち、日本の「ブルジョワ社会」の世界史的位置づけが問題にされたのである。

平野によれば、「世界資本主義のアジアへの『東漸』は、資本制商品の自由・平等思想を以て、未だ曾て『自由・平等』の思想を知らない〔中略〕東洋諸国の専治主義的封建制を揺り動かすはじめた」のであって、「世界資本主義の資本制商品生産法則がもつ、その『自由』こそが、いかに外部からの強要であるにもせよ、新たな資本生産様式の採用の基礎の上に、日本に於ける旧来の生産形態を揺り動かしていわゆる『自由』をもたらしつつあった」のである。ここでは、現状として日本が未だに「専治主義的封建制」の支配的なアジアの一部でありながら、資本主義の発展により「自由」がもたらされつつあることが指摘されている。さらにつづけて、「日本のブルジョワ自由民権運動が、国内的国際的諸条件に制約された、それ自身としては、いかに不徹底な、単なる自由主義におわったにせよ、なお一変種にすぎないこの自由主義とても、その根本に遡るにおいては、1789年のフランス革命が世界史的に礎石を置いたところの、旧封建制に対するブルジョワ社会の、従って、また、ブルジョワ的自由・平等の勝利によってのみ、意義づけられ、又、それとの差異を確定すべき標準が与えられたものである」と述べられ²⁹⁾、ここにフランス革命によって基礎づけられ、「標準」とされるところの「ブルジョワ社会」が、すなわち「ブルジョワ的自由・平等」が追求されるべき目標として提示されたのである。

平野による「市民社会」という言葉は、このような文脈のなかで「ブルジョワ社会」の言い換えとして用いられたのであり、正統派マルクス主義者が批判的に持ち出す「ブルジョワ社会」とは異なる意味づけが与えられていることは明らかである。ここからは、日本においては一定度の、すなわち独占資本主義が成熟し、帝国主義に転化するまでの段階に達した「資本主義社会」の発展は確かに見うけられるが、「自由で平等な独立した個人」が十分に成長しておらず、西欧と同等の「ブルジョワ社会＝市民社会」の発展にはいたっていない、とする基本的な認識を見て取ることができる。こうして講座派マルクス主義者たちは、「市民社会」の言葉を未達成の目標の意味で、また山

田盛太郎のいうところの日本資本主義に特殊な「軍事的半農奴制的型制」による弊害³⁰⁾を除去するための指針を示すものとして使用し、西欧の「市民社会」と比しての日本のその「未熟」や「特殊性」を問題として取りあげたのである。

(2) 戦後における概念の転換過程

講座派マルクス主義者によって採用された「市民社会」の言葉は、戦後になるとわが国の西洋史研究者の間に広く普及することになる。ただし、戦後歴史学を代表し、西洋経済史の分野で圧倒的な影響力をもった大塚久雄は、この言葉の普及にはほとんどかかわらなかった。

彼は、1944（昭和 19）年の「資本主義と市民社会」と題する論稿の冒頭で、「近代西欧の経済社会が通例資本主義社会なる学術語をもって呼び慣わされ、それを基軸とする社会構成がまたしばしば『市民社会』なる用語を以て呼ばれている」ことを確認したうえで、「この資本主義乃至市民社会——以下特に区別する必要をみない場合は前者をもって代表せしめる——は略々 16 世紀の裡に発展の本格的体制を整え […]」と記している³¹⁾。また彼は、1949 年に発表した論稿「現代日本の経済史的考察」においても、「市民社会」の上記のような用語法を確認しつつ、資本主義の確立された社会についてむしろ「ブルジョワ的社会構造」あるいは「近代的ブルジョワ社会」の言葉を使っている³²⁾。大塚にとって「市民社会」は「資本主義社会」あるいは「ブルジョワ社会」の言い換えにすぎず、彼は意識的に「市民社会」なる言葉を回避したとみることもできる。また、彼はわが国において追求されるべき「市民社会」について直接的に何かを論じたわけではなかった。

戦後、「市民社会」の言葉を自由、平等、博愛などを理念的支柱とする規範的概念、すなわち追求されるべき目標を意味する言葉として広めることに大きく貢献したのは、「市民社会派」（ないし「戦後啓蒙」）と呼ばれる思想家たちであった。この「市民社会派」の輪郭は曖昧ではあり、誰が含まれるかに関して論者によってかなり幅があるが、高島善哉、川島武宜、内田義彦、松下圭一、平田清明らの名前があげられ、「市民社会」を真正面から論じることのなかった丸山眞男や、前述の大塚久雄が含まれることもある³³⁾。以下では、講座派マルクス主義者の議論を引き継ぎながら、新しい「市民社会」の規範的概念の発展に端緒を開いた高島善哉と内田義彦の議論を取り上げることにする。

「市民社会派」のなかで、戦後の「市民社会」概念の転換に最も早くに貢献したのが高島善哉であった。高島の思想的活動も戦前より開始されており、1941（昭和 16）年に出された著書『経済社会学の根本問題』において彼は、ヘーゲルやマルクスによるドイツ語の〈bürgerliche Gesellschaft〉ではなく、英語の〈civil society〉の訳語として「市民社会」を再定義し、それをホッブスからスミス、ファーガスンにいたる啓蒙思想に結びつけようとした。前に触れたように、スミスやファーガスンが論じたのは、厳密には分業と交換に基づくところの「商業社会 (commercial society)」や「商業国家 (commercial state)」であったが、彼によれば「自然法的な、超歴史的な思考様式にも拘わらず」、スミスやファーガスンが理解しようとしていたものは「18 世紀のイギリス社会を特色づける歴史的現実であり、経済社会としての市民社会」であった。そして、「アダム・スミスが市民社会といい、商業的社会といったとき」、それは「政治的には自由と平等と博愛の精神、経済的には等価と正義の思想」が「枢軸」をなしている「市民社会」にほかならなかった、と高島は論じたのである³⁴⁾。

さらに、上記の「等価と正義の思想」について高島は、「労働はすべてのものに支払われた最初の購買貨幣であった」といったスミスの『国富論』の一節を引用しつつ、「凡そ労働量によって交

換比率を測定し、その均等なることによって価値の均等を証明しようとする思想のなかには、自然法的人格概念と正義の思想が潜むことは明らかである。即ち人間はまず人として平等なるが故に、その力の発現である労働も亦平等であり、従って一に対する一の交換が正義にかなう所以だと考えられてくる」と述べている³⁵⁾。このような記述からも明らかなように、高島においてマルクスの影響は依然、濃厚ではあったが、「市民社会」概念をマルクス主義の「資本主義社会」からいったん切り離し、スミス研究に基づく「等価と正義の思想」を規範的理念として補填することによって、「市民社会」概念の転換の道を切り拓いたといえる³⁶⁾。それは、わが国における〈bürgerliche Gesellschaft〉から〈civil society〉への転換の先触れであった。

こうして着手された「市民社会」概念の転換を、戦後、指導したのが内田義彦であった。そこでは、戦後わが国で現実的課題となった民主主義の建設が強く意識されていた。実のところ内田も当初、「市民社会」を講座派的に「資本主義社会」と同義語として使用していた。彼がはっきりと新しい意味で「市民社会」の言葉を用いたのは、1953年に発表された論稿「古典経済学」においてであった。内田はそこで、スミスの批判的分析に基づき「価値法則が支配するところの市民社会」の規範的概念を導き出したのであった³⁷⁾。この分析結果は、高島がスミスの「市民社会」の「枢軸」を「等価と正義の思想」に見いだしたことと共通していた。

そして、同年に出された『経済学の誕生』において内田は、「価値法則」のみでなく、「自由」「平等」「人格的尊厳」といった諸理念と結びつけられた規範的概念としての「市民社会」を提示したのである。すなわち、「資本主義社会は階級社会のなかでも自由な、他ならぬ市民の社会（ここでは、法における平等が立法の理想であり、各人が自らの財産＝商品を処分しうる自由をもつことがスローガンとなり、さらにそこでは自らを支配するものは自らでしかないという意味での人格の尊厳が、道徳＝社会的強制の理念になっている）として他の社会から区別してあらわれ、そして社会の発展は多かれ少なかれ不自由な社会から、究極の到達点たる自由な市民社会をめざしておこなわれる」と述べたのである。ここに最終的な到達目標である「市民社会」の概念が明示されたのである³⁸⁾。

このような内田の「市民社会」概念は、1967年に出された『日本資本主義の思想像』においてさらに発展させられることになった。そこで内田は、わが国におけるマルクス主義を起点とする「市民社会」の思想史的展開の概略を示したのち、未分化の状態にある「抽象的概念としての市民社会」と「実態的概念としての即ち純粋資本主義としての市民社会」の2つの概念を明確に区別したうえで、前者の「抽象的な歴史貫通的概念としての市民社会」は、「完成した資本主義体制であるアメリカ」で実現しているのか、あるいは東欧の「社会主義体制」ではどうであるのか、といった問題を提起したのであった³⁹⁾。すなわち、前者の「市民社会」は、東欧の「社会主義体制」についても適用される普遍的指標であるところの規範的概念として、後者の実態的概念である「資本主義社会」に対して明確な優越的な地位を獲得したのである。このような内田による思索の過程は、戦後、わが国が直面した民主主義建設の現実的課題を意識して進められたのであり、ここで問題とされるのは、講座派的な意味での「ブルジョワ民主主義」ではなく、「ブルジョワ的自由・平等」ではもはやなかった。

以上のように高島と内田によって先鞭をつけられ、「市民社会派」の人びとによって発展させられた「市民社会」の規範的概念であったが、内田が指摘するように「実態的概念」、すなわち西欧における歴史の実態としての概念も未分化のものとして混入し続けることになった。すなわち、西欧の〈civil society〉としての「市民社会」を理想化し、比較の規準とする姿勢は、講座派から「市

民社会派」，そして大塚史学に代表される戦後歴史学にも引き継がれることになったのである。

前述のように「市民社会派」に数えられることもある大塚久雄は，よく知られているように，西欧における近代資本主義の発展の決定的条件として，「ロビンソン・クルーソー」の物語から抽出される近代的人間類型に注目している。自律的で合理的な思考と行動様式を特徴とするこの人間類型の問題は，経済史の枠を越えて，民主主義を支える主体性や良心の問題としても論じられている。わが国においては，このような人間類型の未発達が，民主主義の未成熟と密接に関係していたとも考えられたのである⁴⁰⁾。このような大塚の議論は，上記のような民主主義の指標としての「市民社会」の規範的概念と同一の目標を指し示すものと，内田義彦らには受けとめられたと考えられる。

他方で，「市民社会派」による「市民社会」の規範的概念は，歴史研究によって取り上げられる西欧近代社会の歴史像，すなわち実態としての「市民社会」像に反映されることにもなった。それは，「市民社会派」の思想家たちと戦後歴史学の担い手たちが，戦後日本における民主主義の建設といった共通の現実的課題に向き合っていたからにはほかならなかった。いずれにせよ，ここに歴史研究における実態的概念と規範的概念の混乱の一つの根源があった。

(3) 国語辞典と高等学校の「世界史」教育にみる一般的定着

こうして「市民社会派」と戦後歴史学の知的営みの相互作用によって創出されることになった，規範的概念と西欧近代の実態的概念が結びついた「市民社会」の用語法と概念は，アカデミズムの世界を超えて広く普及し，定着していくことになった。わが国の代表的な国語辞典である『広辞苑』(岩波書店)の前身にあたる『辞苑』(博文館)(1935(昭和10)年刊行)には，もともと「市民社会」の項目はなく，「ブルジョワ社会」の項目のみが掲載されていた。そして，その説明は「資本家階級が生産手段を独占して，経済的に優越な地位を得ると共に，政治的に支配者たる制度を維持し発展せしめようとする社会」となっており，マルクス主義に基づく原則的説明で貫かれていた⁴¹⁾。

「市民社会」の項目は，1955年に初版が刊行された『広辞苑』で登場する。このこと自体，戦後，「市民社会」の言葉が世論においても広く認知されたことを示すものである。ところが，同書で「市民社会」の意味の解説は，「[bürgerliche Gesellschaft] 自由経済にもとづく法治組織の共同社会をいう。近代国家の基礎とされ，必ずしも都市住民の結合にのみに限らない」と，ドイツ語に基づく「経済社会」に重点を置いた説明になっていた⁴²⁾。ここにいたっても，マルクスとヘーゲルの用いた〈bürgerliche Gesellschaft〉の翻訳語としての意味が，依然として広く受け入れられていたことがわかる。

この説明が大きく変化するのは，1969年に出された第2版からであった。そこでは，「[civil society] 自由・平等な個人の理性的結合によって成るべき社会。17～18世紀頃ロック・ルソーらが提唱」といった解説が記載されている⁴³⁾。すなわち，恐らくは上記のような「市民社会派」の思想的活動の影響により，啓蒙思想に基づく規範的概念が，すなわちドイツ語ではなく英語の〈civil society〉の訳語としての「市民社会」の概念が，60年代までに広く普及していったことがこれにより確認される。その後，『広辞苑』の「市民社会」の記述は，1983年の第3版でもう一度修正を受け，その内容が2008年に刊行の第6版まで，基本的に引き継がれることになる。この修正とは，「自由・平等な個人の理性的結合によって成るべき社会」の前に「特権身分的支配・隷属関係を廃し」が挿入されたことによる⁴⁴⁾。この修正により，西欧で実在した歴史の実態としての意味がつけ加えられたのである。このことは，西欧で成立したとされる「市民社会」が戦後，と

くに高等学校の歴史学習の対象として長く重視されてきたことが、ここにきて反映されたものと解釈できる。

「市民社会」の言葉は、戦後まもなく、1949年に開始された高等学校の「世界史」教育にさっそく取り入れられている。1952年3月に文部省は、『中学校高等学校 学習指導要領 社会科編Ⅲ (a) 日本史 (b) 世界史〔試案〕』を発表し、これが高等学校「世界史」の最初の「学習指導要領」となる。そのなかでは、「世界史」教科のために幾つかの単元例が示されたが、その一つが「市民の活躍は社会の発展にどのような役割をつとめたか」のタイトルによる近代の「市民社会」に関する学習であった。この単元の「要旨」では、「近代市民社会の形成」が民主主義の発展を含む「人類の社会生活の飛躍的発展」に貢献したことが指摘され、「現代社会にはぐくまれたさまざまな問題の歴史的意義をはあくし、ことに近代社会成立の中にその由来を求め、もって解決の方途を考えることは、重要な意味を持つ」と、その学習の意義が説かれている。そして、「参考資料（生徒用）」として掲げられたもののなかには、戦後歴史学を代表する大塚久雄の『近代欧州経済史序説』と高橋幸八郎の『近代社会成立史論』が含まれたのである⁴⁵⁾。

その後、1960年に告示された『高等学校学習指導要領』（1963年度実施）以降、「世界史」科目の内容項目にはほとんど必ず、近代ヨーロッパ世界を「市民社会」の成立と発展を基本軸にして学習させる指針が示されることになる。このような記載は、平成元（1989）年の『高等学校学習指導要領』（1994年度実施）まで基本的に続くことになる⁴⁶⁾。この間、1960年と1970年の「学習指導要領」では、ルネッサンス以降の近代ヨーロッパの社会的・文化的・政治的発展を「市民社会の人間像」に触れながら理解させることが求められている。この「市民社会の人間像」は、大塚久雄の「近代的人間類型」の言い換えとも理解できる。その趣旨について、1961年に出された『高等学校学習指導要領解説〔社会編〕』では、「市民社会の人間像にもふれることについては、近代市民社会が民主主義・自由主義の原則によって成立し、政治、経済、思想などのあらゆる面で、個人の自由と平等および人間性の尊重が主張され、基本的人権の保障と国民主権の確立が要求されたことを理解させることをねらいとしている」と述べられている⁴⁷⁾。ここで歴史学習の対象としての「市民社会」は、近代のヨーロッパにおける「実態」であるはずであるが、「個人の自由と平等および人間性の尊重」、そして「基本的人権の保障と国民主権の確立」を理念的な要素とする規範的概念としても扱われていることがわかる。

1960年以降、このような「学習指導要領」に示される指針にしたがって、高等学校の「世界史」教科書においても、「市民社会」の用語は一般化していくようである。たとえば、1964年に発行の山川出版社の『新編 世界史〔世界史 B〕』では、アメリカ独立革命以降の欧米世界を取りあげる第7章のタイトルが「欧米市民社会の発展」であった。また、1967年に発行の清水書院の『世界史 B〔最新版〕』では、17世紀のイギリスの革命以降の欧米世界を扱う第V編のタイトルが「市民社会の成立」とされ、この編の冒頭では、16世紀ごろから成長を始めた市民の革命により絶対主義の打倒と立憲政治の確立が進められたこと、そして、彼らの民主的な政治思想が啓蒙思想を基礎としていたことなどが学ぶべき内容として示されている⁴⁸⁾。

こうしたなか、戦後の「世界史」教育において、否定的意味合いをもった「ブルジョワ社会」は、ほとんど用いられることはなかったが、絶対主義時代に経済的に興隆する「市民階級」を「ブルジョワジー」の同義語として説明する記述は多くみられた。また、2008年発行の最新版の『広辞苑』〔第6版〕にいたるまで、「ブルジョワ社会」の項目は継続して記載があり、そこには「資本主義制度の社会」と「資産家の社会」の意味の記載とならんで、「市民社会に同じ」とする説明が

あった。このように同義語として一般的な併用が認められながらも、戦後、「世界史」教育を通じて普及し、定着していった「市民社会」の概念は、「ブルジョワ社会」とは決して解されないことは明らかであろう。

3. 現在の「市民社会」の用語法と概念

それでは、今日、「市民社会」は我々の日常生活において、とくに新聞などのメディアにおいてどのように使われているのであろうか、そして、こうした用語法は 90 年代に登場した「新しい市民社会論」とどのような関係にあるのであろうか。前章で確認したような戦後、広く普及し、定着することになった「市民社会」と、以下でみるような日常的な用語法や「新しい市民社会論」には、明らかなズレが生じていることに気がつくであろう。

ごく最近の新聞紙上では、2017 年 3 月と 6 月にニューヨークの国連本部で開催された核兵器禁止条約の交渉会議に関する報道で、「市民社会」の言葉がしばしば登場する。たとえば、この交渉会議に代表を派遣しない日本政府を批判しつつ、ある野党政治家は「被爆者と日本国民の大多数はこの会議を支持している。核禁条約は市民社会の力と合わさり、核に依存する国々に政策変換を促すだろう」と述べている。また、もう一つの事例としては、2017 年 6 月に成立した「改正組織犯罪処罰法案」（いわゆる「共謀罪法案」）に対する反対運動に関連する報道があげられる。そこでは、この法律が国家権力（警察）による「市民社会」の監視を容易にするもので、「市民社会を抑圧し、民主主義を窒息させる」ものとして、野党や平和問題などに取り組む NGO（非政府組織）などから批判を受けたことが報じられている。これらの事例から、「市民社会」は現在、権力国家や専制国家に対峙・抵抗する民主主義の基盤として広く理解されていることがわかる。野党の政治家や、特定の政党と関係をもたない NGO や NPO（非営利組織）などの活動家が、「市民社会」を標語として頻繁に持ち出すのは、このような理解によるものといえる⁴⁹⁾。

ただし、こうした「市民社会」の用語法が、わが国のメディアにおいて頻繁にみられるようになるのは比較的新しく、1980 年代の終わりごろからのようである。それ以前は、平和的な「市民生活」と同義語として用いられるケースがおもであり、暴力団や過激派組織の犯罪による「市民社会」への脅威が問題とされ、そこでは国家（警察）による「市民社会」の保護が訴えられるケースも多かった。今日のような、国家権力との対抗といった文脈で「市民社会」がしきりに持ち出されるようになるのは、東欧における「市民社会」の「再興」と現実の政治的変動の影響によるところが大きいと考えられる。東欧の社会主義体制をつぎつぎと倒壊させた東欧革命において、「市民社会」は共産党独裁政権の専制支配に抵抗する際の中心的なスローガンとなったからである。

この間、東欧においては、マルクス主義により定式化されていた「市民社会」概念の再検討が進んでいた。マルクスによる「市民社会」が、「資本主義社会」や「ブルジョワ社会」を意味したことはすでに述べた通りである。したがって、東欧の社会主義諸国において、このような意味での「市民社会」は以前より存在しないはずであった。それは、社会主義国家においては、国家と「市民社会」の分離状態は解消され、両者は融合するはずであったからである。そのため、東欧諸国では、革命に先だって「市民社会」を「復興」させる運動が起こったのである。そこで「市民社会」は国家権力に対して守られるべき自由な私生活の領域として再定義されることになり、この再定義に依拠して「市民社会」の成立要件となる言論・結社の自由をはじめとする民主化の要求が出されたのである。結果として、東欧諸国で「市民社会」は、自発的組織である「フォーラム」の具体的

姿をもって復活することになった⁵⁰⁾。このような東欧諸国における「市民社会」の復興と、これを担い手とする東欧革命が、90年代の「市民社会」に関する活発な議論を引き起こし、そして新しい概念の構想、すなわち「新しい市民社会論」を登場させたのである。

「新しい市民社会論」の理論化を最も早期に試みたのは、日本でもよく知られたアメリカの政治理論家マイケル・ウォルツァーであった。彼は1992年に発表した「市民社会論 (The Civil Society Argument)」と題する論文で、「理論的単一化」の危険について警告を發しつつ、以下のように「市民社会」の再定義を行っている。すなわち、「市民社会 (civil society) という言葉は、強制されない人間のアソシエーションの空間の命名であり、さらに家族、信仰、利害、イデオロギーのために形成され、この空間を満たす関係的ネットワークの集合体の命名である。東欧と中欧の反体制運動は、きわめて限定づけられた形態の市民社会のなかで花開いたが、その反体制運動家たちによって創出された新しい民主主義諸国の最初の課題は、いわれているように、このネットワークの再構築であった。すなわち、労働組合、教会、政党や政治運動、協同組合 (coporatives)、近隣関係、諸学派、そしてあれこれを促進したり阻止するための諸団体 (societies) である」と述べられている。彼により、アソシエーションと総括される諸団体とそのネットワークこそが「市民社会」であると定義され、それが民主主義の担い手として位置づけられたのである⁵¹⁾。

他方で、東欧革命の原動力ともなった「市民社会」の復興にドイツ語圏で積極的な反応を示したのが、フランクフルト学派を代表するハーバーマスであった。彼は、ここで先に言及したような新しい〈Zivilgesellschaft〉の概念を提示したのであった。ただし、上記のウォルツァーとハーバーマスの議論は、必ずしも同じではない。前者では、東欧革命の推進力になったアソシエーションの役割から「市民社会」の再定義が試られており、「市民社会」の国家権力に対する独立と異議申し立ての機能が重視されているようであり、「国家」対「市民社会」の二元的議論が展開されている。他方で、ハーバーマスにあっては「市民社会」を政治 (国家) の領域のみでなく、経済 (市場) の領域からも相対的に独立したものと見なしており、この点に両者の大きな相違を見て取ることができる。後者の影響を受けたアメリカ・フランクフルト学派に属するコーエン (Jean L. Cohen) とアラート (Adrew Arato) の議論も、わが国でしばしば言及される。1992年に刊行した共著で、彼らは「市民社会 (civil society)」を「経済と国家の社会的相互作用の領域」として説明しており、それは「何よりも親密圏 (とくに家族) より、そして、結社 (特に自発的結社)、社会運動、そして公共的コミュニケーションの諸形態より構成される」と述べている。彼らにとって「市民社会」は、「政党や政治団体、そして政治的代議制 (特に議会) などの政治社会」からも、また、「通常は企業や協同組合などのかたちをとる生産と配分の諸組織から構成される経済社会」からも明確に区別すべきものであり、ハーバーマスと同様に彼らは「市民社会」「政治社会」「経済社会」の三元論に立っていたのである⁵²⁾。

本稿では、これ以上、こうした「新しい市民社会論」の詳細に分け入ることは避けるが、ここで「市民社会」の概念は、政治的主権者の自発的で自由な活動領域とそのための自律的な組織をおもな内容とするものとされ、現在ではこのような意味のものとして、メディア等でも広く用いられつつある⁵³⁾。ここでは、こうした概念の急激な普及の背景として、90年代より以前に、西側諸国においても既存の政治システムに対する不満や不信感が広がっていたこと、多数決を基本とする議会制民主主義の制度の限界、すなわちこの方法では多元的社会の多様な人びとの要求を政治に反映させることは困難であるといった認識が広がりつつあったことが指摘される。このような認識が、以前より新しい民主主義のあり方を模索する努力を喚起していたのである。

こうした努力は、わが国では 60 年代に登場した「市民運動」や「住民運動」にその起源をみる
ことができる。具体的には、公害反対運動、環境保護運動、反核運動、原発反対運動、反戦平和運
動、フェミニズム運動など、従来の政治イデオロギーによって方向づけを受けた組織的運動とは異
なるタイプの社会運動である。こうした運動は当初より、既存の労働組合や政党組織とは直接的な
関係をもたず、柔軟で多様な組織形態や戦術を特徴としていた⁵⁴⁾。そして、90 年代になると、ボ
ランティア活動や NPO 及び NGO による活動がこうしたタイプの社会運動を引き継ぎ、急激に拡
大させていったのである。インターネットの普及や SNS (Social Networking Service) などの通信
手段の発達、運動の拡大を加速させたことはよく知られている。わが国では阪神淡路大震災を契
機としてボランティア活動の顕著な盛り上がりが見られ、こうした動きが 1998 年の「特定非営利
活動促進法 (NPO 法)」の成立にもつながった⁵⁵⁾。前述のように、NGO や NPO などの団体が、
「市民社会」を代表する発言を繰り返しているのも、この文脈により理解が可能である。

本章の最後で指摘しなければならない問題は、ウォルツァーやコーエンらによって再定義され
た〈civil society〉の翻訳にかかわる問題である。この〈civil society〉はわが国では、機械的に「市
民社会」と訳されることが多い。ところが、〈society〉、あるいはドイツ語で〈Gesellschaft〉に類
する言葉は、社交界や交際仲間、またはサークル、クラブ、協会などの団体を意味するものとして
欧米諸国では日常的に使われているものである。したがって、90 年代以降に再定義された自発的
結社による活動領域を〈civil society〉、あるいは〈Zivilgesellschaft〉と呼ぶことについて、欧米諸
国では大きな抵抗はなく、このような新しい用語法と概念は比較的自然的に受け入れられたものと思
えられる。また、国連ですでに、国際的に活動する NGO などの団体や組織の総体が〈civil
society〉と呼ばれている。要するに、わが国で〈civil society〉の翻訳に際しては、適宜「市民的結
社」や「市民団体」、あるいは「市民活動」を当てなければ理解が困難な場合もありうることに注
意が必要である⁵⁶⁾。

おわりに

1999 年に告示された『高等学校学習指導要領』(2003 年度実施) から、近代世界の変容をヨー
ロッパにおける「市民社会」の成立を軸に理解させる指針は示されなくなった⁵⁷⁾。「世界史」教科
書においても、「市民社会」の言葉はほとんど見かけなくなりつつある。その背景には、この間の
歴史研究の進展により、近代の世界史像の再構築が進んだことが指摘されるが、本稿で確認したよ
うな「市民社会」概念の曖昧さの問題と、新しい意味での「市民社会」の用語法と概念の急激な普
及も、この教科書記述の変化と無関係とはいえないであろう。他方で、戦前から引き継がれている
マルクス主義の「ブルジョワ社会」としての概念も、そして戦後、わが国で定着してきた啓蒙思想
と関係する理念的・規範的概念も、学問分野によっては依然として大きな影響力を保持している。
このような状況において「市民社会」にかかわる歴史研究に取り組む場合には、その前提として、
ヨーロッパ言語との対応関係にも注意を払いつつ用語法と概念を厳密に定義するとともに、考察対
象の明確化や限定も求められることになる。

以下では、本稿での「市民社会」の用語法と概念に関する検討を踏まえながら、とくにわが国に
おける近代ドイツ市民層に関する歴史研究との関係に留意しながら、残された検討すべき課題につ
いて幾つか指摘しておきたい。

まず、問題となるのは「市民社会論」と市民層の歴史研究との関係である。1980 年代後半にド

ドイツ本国で本格的に始動した近代の市民層に関する研究は、ビーレフェルト大学とフランクフルト大学をそれぞれ拠点にして進められた2つの共同研究プロジェクトにより、強力に牽引されるものであった。前者はJ・コッカの指導を受け、「市民層の国際比較」を中心的な柱にすえるもので、当初より「ドイツ特有の道」テーゼの再検証を明確な目的として掲げるものであった。他方で、後者はL・ガルによって1988年に立ち上げられたもので、個別都市の生活空間における統一的集団としての市民層の社会史的把握が目的とされ、そこではとくに伝統的な都市市民層から近代市民層への連続的発展の問題が主要な関心事とされた。こうしたコッカとガルを中心に推進された社会史研究を「市民社会論」の視座をもって説明できるかどうかの問題となろう。

社会思想史的考察における「市民社会論」とは、本来〈theories of civil society〉であって、「市民社会」をキーワードとして展開される社会理論であるはずである。ところが、本稿で検討した「市民社会」の用語法と同様に、わが国における「市民社会論」の用語法も独特で、「市民社会」や「市民」に関係するさまざまな議論について、すなわちあらゆる〈argument〉について用いられる傾向がみられる。そのため、多分に曖昧さを含むものとなりがちあり、コッカやガルによって推進された実証的な社会史研究を「市民社会論」で説明することは、いたずらに概念の混乱を助長することになり、適切とは思われない。歴史研究において「市民社会」を問題とする場合、これを実態的概念として直接的な分析の対象とするのか、各時代の人びとの構想した規範的概念として社会思想史的考察の対象とするのか、それとも比較史的研究のためのある種の理念型として分析的概念として持ち出すのか、明確にしておく必要がある⁵⁸⁾。

ところが、「はじめに」でも指摘したように、わが国の近代ドイツの市民層を対象とする社会史研究のなかには、その概念規定を明確に示すことなくタイトルに「市民社会」を掲げるものも多く見うけられる。研究者によって「市民社会」の意味内容は多様であり、また曖昧であることも多い。とくに問題となるのは、社会的階層（コッカのいう「社会的構成体 soziale Formation」）としての市民層（Bürgertum）、あるいは特定の市民グループを取り上げながら、このような研究対象との関連づけを明確に示すことなく、「市民社会」が持ち出されているケースである。多くの場合、「市民社会」とは「市民によって構成されている社会」を想定しているようであるが、わが国における「市民」の用語法と概念も独特の発展をみせているのであり、他方で、わが国で明治期に「市民」の訳語が当てられた〈citizen〉〈civilian〉〈bourgeois〉〈cityoen〉〈Bürger〉の各国語の用語法と概念も、多様な歴史的変遷をみせており、現在もそれぞれが多様な意味をもって使われている。したがって、「市民」の用語法と概念に関する問題の批判的検討もつぎなる課題としてみえてくる⁵⁹⁾。

そして、最後に本稿における検討を通じて浮かび上がった問題として、「市民革命」の用語法と概念の問題を指摘しておきたい。わが国では現在まで、イギリス革命、フランス革命、そしてアメリカ独立革命が代表的、すなわち成功した「市民革命」とされ、この革命が西欧諸国における「市民社会」の成立の決定的契機とみられてきた。この「市民革命」は、「世界史」教科書でも注記されることが多いように、もともと「ブルジョワ革命」の言い換えであり、わが国独自の「造語」ともいえるものである。「市民革命」の言葉は、〈civil revolution〉を連想させるが、ヨーロッパ各国における上記の革命の一般的な呼称は、〈bourgeois revolution〉〈la révolution bourgeoise〉であって、〈civil revolution〉が用いられることはまずない。ドイツ語については〈bürgerliche Revolution〉であり、〈Bürger〉の原義から「市民革命」と訳しても「誤訳」とはならないにしても、この言葉も圧倒的に「ブルジョワ革命」の意味で用いられるとあってよい⁶⁰⁾。

他方で、戦前からの革命史研究の多様な進展により、代表的な「ブルジョワ革命」とされてきた

上記の革命に関する解釈も各国で大きく変化してきている。そもそも、上記の3つの革命についてこれらを単純に「ブルジョワ革命」と見なすような解釈は、今日ではまったく支持を得られないといつてよい。ドイツの三月革命についても、先に触れた「特有の道」論争を契機として、従来の解釈は大きく修正されつつある⁶¹⁾。したがって、「市民社会」との関連における「市民革命」及び「ブルジョワ革命」の用語法と概念についても、各国の革命史研究の近年の動向にも注意を払いながら、再検討を進めることが必要といえる。

〔註〕

- 1) ドイツ史の用語法において、フランス語に語源をもつブルジョワ (bourgeois) と市民層 (Bürgertum) は必ずしも一致しない。ドイツの市民層は大きなグループとして教養市民層 (Bildungsbürgertum) と経済市民層 (Wirtschaftsbürgertum) の2つに分けられ、後者がブルジョワとおよそ一致する。なお、英語圏で市民層は、アッパーミドルクラス (upper middle class) に相当するとされる。
- 2) 「ドイツ特有の道」論争と市民層研究の関係については、棚橋信明『「ドイツ特有の道」論争と『封建化』論の再検討』『横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅲ (社会科学)』18号 (2016年) 31-49頁を参照。また、この論争の経過や議論の内容に関しては、Jürgen Kocka, German History before Hitler: The Debate about the German „Sonderweg“, in: *Journal of Contemporary History*, 23, 1988, S. 3-16; 松本彰『「ドイツの特殊な道」論争と比較史の方法』『歴史学研究』第543号 (1985年) 1-19頁などを参照。
- 3) 山口定『市民社会論——歴史的遺産と新展開——』(有斐閣, 2004年) 2-4頁; 千葉眞「市民社会論の現在 (思想の言葉)」『思想』924号 (2001年) 1-3頁。
- 4) 市民層と「市民社会」概念の発展の歴史的な関連に関する理解については、Jürgen Kocka, Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklung und deutsche Eigenarten, in: ders. (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert: Deutschland im europäischen Vergleich*, Bd. 1, München 1988, S. 36-39を参照。
- 5) 邦訳のあるものとしては、Jürgen Kocka, The Difficult Rise of a Civil Society. Social History of Modern Germany, in: Mary Rulbrook (ed.), *German History since 1800*, Arnold, 1997, pp. 493-511 [松葉正文・山井敏章訳「市民社会の困難な成立——近代ドイツの社会構造史——」『思想』891号 (1998年) 49-70頁]; ders., Zivilgesellschaft als historisches Problem und Versprechen, in: Manfred Hildermeier / Jürgen Kocka / Christoph Conrad (Hg.), *Europäische Zivilgesellschaft in Ost und West. Begriff, Geschichte, Chancen*, Frankfurt / New York 2000, S. 13-39 [松葉正文・山井敏章訳「歴史的問題および約束としての市民社会」『思想』953号 (2003年) 34-57頁]を参照。
- 6) 日本やドイツなど、後進国における比較史研究にかかわる問題関心については、遅塚忠躬「市民社会の歴史的形成」『クヴァドランテ』10号 (2008年) 104-107頁を参照。
- 7) 近代ドイツ史の領域でとくに「市民社会」をタイトルに含める比較的新しい研究としては、田村雲供『近代ドイツ女性史——市民社会・女性・ナショナリズム——』(阿吽社, 1998年); 宮本直美『教養の歴史社会学——ドイツ市民社会と音楽——』(岩波書店, 2006年); 北村昌史『ドイツ住宅改革運動——19世紀の都市化と市民社会——』(京都大学学術出版会, 2007年)があげられるが、これらの著作のタイトルで使われる「市民社会」の意味内容は三者三様といつてよい。なお、90年代以降の「新しい市民社会論」を取り入れたわが国の研究としては、中野智世「ドイツ: キーワードとしての『市民社会』」『大原社会問題研究所雑誌』(2012年) 28-34頁; 辻英史「歴史から見たドイツ市民社会と市民参加」『公共政策志林』2号 (2014年) 117-129頁がある。また、2016年9月25日に開催されたドイツ現代史学会第39回大会のシンポジウムのテーマは、「ヨーロッパ難民

- 危機とドイツの経験——政治・コミュニティ・市民社会——」であった。ここで取り上げられる「市民社会」とは、報告者の辻英史や坪郷實によれば、ボランティア活動を中核とする包括的な「市民活動」と同義ということになる。シンポジウムの内容に関しては「[特集] ヨーロッパ難民危機とドイツの経験：政治・コミュニティ・市民社会」『ゲシヒテ』10号（2017年）31-71頁も参照。
- 8) Manfred Riedel, *Gesellschaft, bürgerliche*, in: Otto Brunner / Werner Conze / Reinhart Koselleck (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe: Historische Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 2, Stuttgart 1975, S. 738 [吉原達也・山根共行訳「市民社会」河上倫逸・常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』（以文社、1990年）39頁]. また、植村邦彦『市民社会とは何か——基本概念の系譜——』（平凡社、2010年）21-90頁；同「16世紀の「市民社会」——〈civil society〉という用語の初出と語義について——」『関西大学経済学論集』59巻4号（2010年）1-18頁も参照。
- 9) 植村邦彦「ドイツにおける『市民社会』概念——十六世紀から二十一世紀まで——」『社会思想史研究』40号（2016年）30-33頁。
- 10) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse (Werke in 20 Bänden, Bd. 7)*, Frankfurt am Main 1970, S. 340, 346 [上妻精他訳『法の哲学』下（岩波書店、2001年）352, 359頁]. また、植村「ドイツにおける『市民社会』概念」33-36頁を参照。なお、邦語版のある文献からの引用については、基本的に註で示す邦訳版に依拠するが、筆者により一部改変の場合がある（以下、同様）。
- 11) Karl Marx / Friedrich Engels, *Die deutsche Ideologie: Kritik der neuesten deutschen Philosophie in ihren Repräsentanten, Feuerbach, B. Bauer und Stirner, und des deutschen Sozialismus in seinen verschiedenen Propheten 1845-1846 (=Marx / Engels Gesamtausgabe, Erste Abteilung, Band 5: Marx und Engels: Die Deutsche Ideologie 1845-1846)*, Berlin 1932, S. 25 [古在由重訳『ドイツ・イデオロギー』（岩波文庫、1956年）49頁].
- 12) Karl Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, in: *Karl Marx - Friedrich Engels Werke*, Bd. 13, Berlin 1961, S. 7 [杉本俊朗訳「経済学批判」『マルクス＝エンゲルス全集』第13巻（大月書店、1964年）5頁]. この『経済学批判』以前に、マルクスはエンゲルスとの共著による『共産党宣言』（1848年2月発行）で、「プロレタリア階級」と対峙する「ブルジョワ階級（Bourgeoisie）」の優勢なる近代社会を〈bürgerliche Gesellschaft〉と表記している。Karl Marx / Friedrich Engels, *Manifest der Kommunistischen Partei*, in: *Marx / Engels Gesamtausgabe, Erste Abteilung, Band 6: Marx und Engels: Werke und Schriften von Mai 1846 bis März 1848*, Berlin 1932, S. 526, 531 et al.[大内兵衛・向坂逸郎訳『共産党宣言』（岩波文庫、1951年）40, 46-47頁など].
- 13) Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. 1, in: *Karl Marx - Friedrich Engels Werke*, Bd. 23, Berlin 1962, S. 49 [岡崎次郎訳「資本論」『マルクス＝エンゲルス全集』第23巻（大月書店、1965年）47頁]. また、植村「ドイツにおける『市民社会』概念」38頁を参照。
- 14) Riedel, a. a. O., S. 738-756 [邦訳、39-61頁].
- 15) 植村『市民社会とは何か』57-90頁を参照。
- 16) Immanuel Kant, *Metaphysik der Sitten in zwei Teilen, Rechtslehre, Tugendlehre*, Leipzig 1838, S. 116-118, 143-148 [樽井正義・池尾恭一訳『人倫の形而上学』（カント全集 11）（岩波書店、2002年）147-148, 152-158頁]. また、Riedel, a. a. O., S. 756-758 [邦訳、61-63頁]を参照。ただし、カントはこのような〈bürgerliche Gesellschaft〉を、〈Staatsbürger (cives)〉によって構成される〈societas civilis〉と同義として、すなわち伝統的な「国家共同体」の意味で使っていた。
- 17) Kocka, *Zivilgesellschaft als historisches Problem und Versprechen*, S. 16-17 [邦訳、36-37頁].
- 18) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*:

- mit einem Vorwort zur Neuauflage*, Frankfurt am Main 1990, S. 45-46 [細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究——』[第2版] (未来社, 1994年) xxxvii-xxxviii 頁] を参照。
- 19) 1991 年以降, 近代市民層研究の成果を発表する場となってきた Vandenhoeck & Ruprecht 社のシリーズ *Bürgertum: Beiträge zur europäischen Gesellschaftsgeschichte* が, 2004 年に〈Zivilgesellschaft〉を中心テーマにすえた新シリーズ *Bürgertum Neue Folge: Studien zum Zivilgesellschaft* に切り替わったことが, このことを象徴的に示している。
 - 20) カール・マルクス (佐野学訳) 『経済学批判』(マルクス全集 第 10 巻) (大鏡閣, 1923 年) 3 頁。また, 植村『市民社会とは何か』162-163 頁を参照。佐野学は, 1922 年に非合法組織として設立された日本共産党にすぐに入党し, 1923 年には執行委員に選出される。なお, 引用文において, 旧漢字及び旧仮名づかいは, それぞれ常用漢字及び現代仮名づかいに適宜, 改めた (以下の引用についても同様)。
 - 21) カール・マルクス「フォイエルバッハ論綱」フリードリッヒ・エンゲルス/カール・マルクス (佐野文夫訳) 『フォイエルバッハ論』(同人社, 1925 年) 172 頁。
 - 22) マルクス (佐野訳) 『経済学批判』1 頁。
 - 23) 植村『市民社会とは何か』167-170 頁。
 - 24) ヘーゲル (速水敬二・岡田隆平訳) 『法の哲学: 要綱』(鐵塔書院, 1931 年)。
 - 25) この大月書店版『マルクス=エンゲルス全集』(註 12) と 13) に既出) は, 1956 年より刊行が開始された東ドイツのディーツ社 (Dietz Verlag) 版を底本とするものである。
 - 26) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』(岩波書店, 1934 年) 156 頁。なお, 本稿において参照・引用した同書の「第 2 編 ブルジョア民主主義史」は, 『日本資本主義発達史講座』第 5 巻 (岩波書店, 1932 年) に収録された同「ブルジョア民主主義運動史」を再録したものである。
 - 27) 山田盛太郎『日本資本主義分析——日本資本主義における再生産過程把握——』(岩波文庫, 1977 年)。初版本は, 岩波書店より 1934 (昭和 9) 年に刊行。
 - 28) 平野『日本資本主義社会の機構』1 頁。
 - 29) 同書, 154-155 頁。
 - 30) 山田, 前掲書, 7 頁。
 - 31) 大塚久雄「資本主義と市民社会」『ヨーロッパ世界史』(世界史講座 第 7 巻) (弘文堂書房, 1944 年) 107 頁。
この論稿は, その後, 大塚久雄『近代資本主義の系譜』(学生書房, 1947 年) 223-252 頁に再録。
 - 32) 大塚久雄「現代日本の経済史的考察」東京大学協同組合出版部編『学問と現実』(東京大学協同組合出版部, 1949 年) 76, 82, 91 頁。
 - 33) 植村『市民社会とは何か』213 頁; 小野寺研太『戦後日本の社会思想史——近代化と「市民社会」の変遷——』(以文社, 2015 年) 13, 255-256 頁。丸山眞男や大塚久雄を含む分類は, 内田義彦による「市民社会青年」としての定義によるものである。内田義彦・塩田庄兵衛「知識青年の諸類型」『知識人の生成と役割』(近代日本思想史講座 4) (筑摩書房, 1959 年) 235-282 頁を参照。ただし, 同論稿は明治期の知識人の分析にとどまっており, それ以後の時代の「市民社会青年」については構想が示されているのみである。戦後の「市民社会派」による「市民社会」論の詳細に関しては, 植村『市民社会とは何か』197-232 頁; 山口, 前掲書, 39-128 頁; 吉田傑俊『市民社会論——その理論と歴史——』(大月書店, 2005 年) 273-324 頁; 小野寺, 前掲書, 51-218 頁を参照。
 - 34) 高島善哉『経済社会学の根本問題』(高島善哉著作集 第 2 巻) (こぶし書房, 1998 年) 126-127 頁。
 - 35) 同書, 211 頁。
 - 36) 高島自身, フェーガスンやスミスの研究にいたった契機について, 『経済学批判序説』でマルクスが「物質的

- な諸生活関係の総体をヘーゲルは、18世紀のイギリス人およびフランス人の先例にならって『市民社会』という名のもとに総括している」と述べていたことを示唆している。植村『市民社会とは何か』183-187頁を参照。
- 37) 内田義彦「古典経済学」『内田義彦著作集』第10巻（岩波書店，1989年）271-272頁。
 - 38) 内田義彦『経済学の誕生』（未来社，1953年）202-203頁。
 - 39) 内田義彦『日本資本主義の思想像』（岩波書店，1967年）100頁。
 - 40) 大塚久雄『近代化の人的基礎』（筑摩書房，1968年）を参照。
 - 41) 『辞苑』（博文館，1935年）939頁。
 - 42) 『広辞苑』[初版]（岩波書店，1955年）981頁。
 - 43) 『広辞苑』[第2版]（岩波書店，1969年）1017頁。
 - 44) 『広辞苑』[第3版]（岩波書店，1983年）1101頁。
 - 45) 文部省『中学校高等学校 学習指導要領 社会科編Ⅲ (a)日本史 (b)世界史〔試案〕』[1951（昭和26）年改訂版]（明治図書出版，1952年）77-83頁。
 - 46) 『高等学校学習指導要領〔文部省告示〕』（大蔵省印刷局，1960年）46，50頁；文部省『高等学校学習指導要領』（大蔵省印刷局，1970年）41-42頁など。上記以外の学習指導要領については，国立教育政策研究所『学習指導要領データベース（過去の学習指導要領，昭和22年以降）』〈<http://www.nier.go.jp/guideline/>〉（2017年10月2日）を適宜参照。ウェブサイトのURLに続く括弧内の年月日は，このページの最終閲覧日を示す（以下，同様）。1960年の「学習指導要領」（1963年度実施）では，「世界史」科目は3単位科目で基本的な内容を取り扱う「世界史A」と4単位科目としてより発展的内容を取り扱う「世界史B」に分けられたが，1970年の「学習指導要領」（1973年度実施）で1科目に統一された。その後，平成元（1989）年の「学習指導要領」（1994年度実施）で「世界史」科目は，近現代史を中心とする「世界史A」（2単位）と通史的により詳細に学ぶ「世界史B」（4単位）に再び分けられ，現在にいたっている。なお，括弧内に表記された学習指導要領の実施年度は，その年度の第1学年より適用されることを意味する。
 - 47) 文部省『高等学校学習指導要領解説〔社会編〕』（好学社，1961年）114頁。
 - 48) 『新編 世界史〔世界史B〕』（1963年文部省検定済）（山川出版社，1964年）179頁；『世界史B〔最新版〕』（1966年文部省検定済）（清水書院，1967年）139頁。
 - 49) 引用は，「核禁止『日本不在は遺憾』 条約交渉会議に志位氏出席」『朝日新聞』[夕刊]（2017年3月30日）と「国内外の142団体，『共謀罪』法案に反対声明 平和問題 NGOら」『朝日新聞』[朝刊]（2017年6月9日）による。そのほか「核兵器禁止条約，きょう交渉再開」『朝日新聞』[朝刊]（2017年6月15日）；「核禁止条約交渉，被爆者派遣へ」『朝日新聞』[朝刊]（2017年6月7日）；「問う『共謀罪』」『朝日新聞』[朝刊]（2017年6月15日）でも「市民社会」が同様の意味で使われている。
 - 50) 植村『市民社会とは何か』134-160，270-274頁。「フォーラム」とは，ハンガリーの「ハンガリー民主フォーラム（Hagyar Demokrata Fórum）」（1989年3月発足），東ドイツの「新フォーラム（Neues Forum）」（同年9月発足），チェコスロバキアの「市民フォーラム（Občanské fórum）」（同年11月発足）などをさす。
 - 51) Michael Walzer, “The Civil Society Argument”, in: Chantal Mouffe (ed.), *Dimensions of Radical Democracy: Pluralism, Citizenship, Community*, London / New York, 1992, p. 89 [「市民社会論」『思想』867（1996年）165-166頁]。なお，このウォルツァーの論稿は，1991年10月のストックホルム大学での講演原稿を基礎としている。オリジナル版については，〈<http://journals.lub.lu.se/index.php/st/article/view/2863>〉（2017年10月2日）で閲覧が可能である。
 - 52) Jean L. Cohen / Andrew Arato, *Civil society and political theory*, Cambridge, 1992, pp. ix. また，植村『市民社会とは何か』12-14頁を参照。

- 53) 小野寺, 前掲書, 11 頁。なお, 90 年代以降の「新しい市民社会論」における多様な議論に関しては, 山口, 前掲書, 143-205 頁; 植村『市民社会とは何か』270-307 頁; 吉田, 前掲書, 15-38 頁などを参照。
- 54) 山口, 前掲書, 95-98, 231-243 頁参照
- 55) 同書, 1-2 頁参照。
- 56) このような訳語の問題に関しては, 植村『市民社会とは何か』13-16 頁; シュテファン＝ルートヴィヒ・ホフマン (山本秀行訳)『市民結社と民主主義』(岩波書店, 2009) の「訳者解説」(同書, 14-5-146 頁)などを参照。国連における〈civil society〉の表記に関しては, ウェブサイト〈<http://www.un.org/en/sections/resources-different-audiences/civil-society/index.html>〉(2017 年 10 月 2 日)を参照。また, ドイツ史研究との関連では, O・ダンが 1984 年に刊行された論文集『ドイツにおける自発的結社と市民社会』の「序論」で, この論文集は「自発的結社が近代市民社会 (die moderne bürgerliche Gesellschaft) の構成的メルクマール (konstitutives Strukturmerkmal) であることから出発している」と述べているが, 「新しい市民社会論」の興隆前であっても, ヨーロッパ原語を日常語としている人々には, この説明の趣旨は違和感なく, 容易に理解されたであろうことが想像される。Otto Dann, Vorwort des Herausgebers, in: ders., (Hg.), *Vereinswesen und bürgerliche Gesellschaft in Deutschland (Historische Zeitschrift, Beihefte 9)*, München 1984, S. 5.
- 57) 国立教育政策研究所『学習指導要領データベース (過去の学習指導要領, 昭和 22 年以降)』〈<http://www.nier.go.jp/guideline/>〉(2017 年 10 月 2 日)を適参照。現行の「高等学校学習指導要領」(2009 年 3 月告示, 2013 年度実施)については, 文部科学省のホームページ〈http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/fieldfile/2011/03/30/1304427_002.pdf〉(2017 年 10 月 2 日)に掲載されている。なお, 2022 年度実施の新しい「高等学校学習指導要領」が, 2018 年 3 月に告示される予定であり, これにより現行の「世界史 A」と「世界史 B」の枠組に大きな変更が加えられることがすでに予告されている。
- 58) 村上俊介『市民社会と協会運動——交差する 1848/49 年革命研究と市民社会論——』(御著の水書房, 2003 年)は, コッカとガルによる市民層研究を, 「市民社会論」の視座から, それぞれ「規範としての市民社会」と「実態としての市民社会」として説明し, 両プロジェクトの特徴づけを試みているが, 「市民社会」概念の明確な規定が示されておらず, そのため社会史研究としての市民層研究の成果の意義について十分な理解にいたっていないといえる。
- 59) ドイツの〈Bürger〉概念の問題については, Manfred Riedel, Bürger, Staatsbürger, Bürgertum, in: Otto / Conze / Koselleck (Hg.), a. a. O., Bd. 1, Stuttgart 1972, S. 672-725 [山本道雄・豊田剛訳「市民, 公民, 市民階層」河上・常俊編訳, 前掲書, 136-218 頁]と, わが国でも松本彰「ドイツ『市民社会』の理念と現実——Bürger 概念の再検討——」『思想』683 (1981 年) 27-53 頁がある。
- 60) なお, 遅塚忠躬は, イギリス及びフランス側の用語法として「両国では, 一つの革命によって, 近代市民社会の成立と近代資本主義社会＝ブルジョワ社会の成立とが同時に達成され, その革命を歴史的に位置づけるためには, modern revolution とか révolution bourgeoise とか言えばこと足り, 市民革命なる特別の概念を用いる必要がなかった」といった興味深い説明をしている(遅塚, 前掲論文, 92 頁の註 12)。また, 遅塚忠躬『史学概論』(東京大学出版会, 2010 年) 442 頁の註 29)も参照。
- 61) 各国の革命史研究の最新の動向に関しては, 取りあえず以下の入門書の該当部分を参照すべきであろう。有賀夏紀・紀平英作・油井大三郎編『アメリカ史研究入門』(山川出版社, 2009 年) 47-56 頁; 佐藤彰一・中野隆生編『フランス史研究入門』(山川出版社, 2011 年) 142-169 頁; 近藤和彦編『イギリス史研究入門』(山川出版社, 2011 年) 97-103 頁; 木村靖二・千葉敏之・西山暁義編『ドイツ史研究入門』(山川出版社, 2014 年) 124-127 頁。